

# 令和6年度建設業事業者向け説明会

---

令和6年  
留萌労働基準監督署



For people, for life, for the future



---

# 第14次労働災害防止計画について



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5か年計画

## ◆ 計画のねらい(北海道労働局版)

- ◆ 労働者等の関係者が安全衛生対策について**自分の責任を認識**したうえで取り組むこと。
- ◆ 安全衛生に取り組む**事業者が社会的に評価される環境**を作り出すこと。

## ◆ 計画の目標(北海道労働局版)

- ◆ 死亡災害を10%以上減少させる。
- ◆ 死傷災害を減少に転じさせる。

※ どちらも2022(令和4)年との比較



## 第14次労働災害防止計画

- ◆ 計画の目標(北海道労働局版・建設業について)
    - ◆ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%(総合建設業については90%)以上とする。
  
  - ◆ 上記目標の達成により
    - 建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して20%以上減少させること**
- を期待される効果として想定し、計画で定める実施事項の効果を検証する指標として設定している。



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
2. 重点業種における労働災害防止対策の推進  
(建設業、小売業・社会福祉施設)
3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
6. その他の労働災害防止対策の推進  
(陸上貨物運送事業、製造業、林業)
7. 労働者の健康確保対策の推進
8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

#### ◆ 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、**墜落制止用器具**の確実な使用、**はしご・脚立等**の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。
- 墜落・転落災害の防止に関する**リスクアセスメント**に取り組む。
- 車両系建設機械等との接触防止、**移動式クレーン**の荷の落下及び転倒災害の防止、土砂崩壊災害防止に取り組む。



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

#### ◆ 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと（つづき）

- 「**エイジフレンドリーガイドライン**」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取り組みを進める。
- 労働者の**熱中症**を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。
- 労働者の**振動障害**を防止するため、「振動障害総合対策要綱」によりの確な指導を行い、振動工具の3軸合成値に基づく使用限度時間の徹底を図る。



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

#### ◆ 局署が行うこと

- 局署においては、集団指導及び個別指導等で、高所作業時における**要求性能墜落制止用器具**の適切な使用を周知徹底する。また、法改正された**足場の点検**の確実な実施、**一側足場の使用範囲**の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化が図られた際に周知するとともに、**屋根、はしご、脚立等**からの墜落・転落災害の防止を図る。
- なお、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントについては、元方事業場となる総合建設業を中心に建設店社に対し集団指導、個別指導を実施し、実施率を90%以上となるよう取り組む。





# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 (**建設業**、小売業・社会福祉施設)

#### ◆ 局署が行うこと (つづき)

- 局署においては、発生すると重篤な災害となる**車両系建設機械等**との接触防止、**移動式クレーン**の荷の落下及び転倒災害の防止、**土砂崩壊災害**防止対策のため、集団指導、パトロール等を実施する。
- 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の**復旧・復興工事**における労働災害防止対策の徹底のため、集団指導、パトロール等を実施する。



# 第14次労働災害防止計画

## ◆ 計画の重点事項（北海道労働局版）

### 2. 重点業種における労働災害防止対策の推進 （**建設業**、小売業・社会福祉施設）

#### ◆ 局署が行うこと（つづき）

- 「**エイジフレンドリーガイドライン**」について従来は、集団指導で資料配付にとどまることが多かったため、14次防では事業者に対し、厚生労働省が作成する「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版を使って内容を説明するとともに、身体機能の低下によるリスクと作業管理、健康増進を指導する。また、局においては、北海道労働局公式SNS、ホームページ等に「エイジフレンドリーガイドライン」のポイントを定期的に投稿し、労働者等にも身体機能の変化がリスクにつながりうること、健康や体力の維持管理の周知啓発を行う。
- 「職場における**熱中症**予防基本対策要綱」「**振動障害**総合対策要綱」の周知、指導等の健康障害防止対策の推進を図る。



---

# 労働災害発生状況について

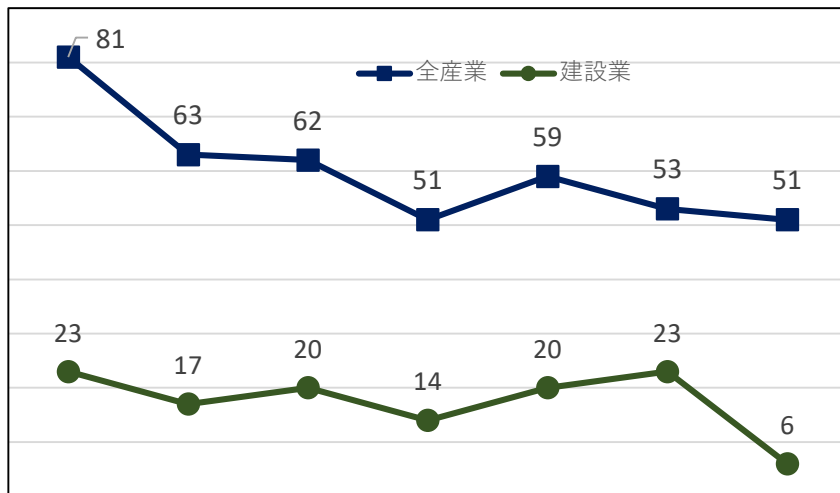


# 労働災害発生状況について

## ■ 北海道内における労働災害発生状況について

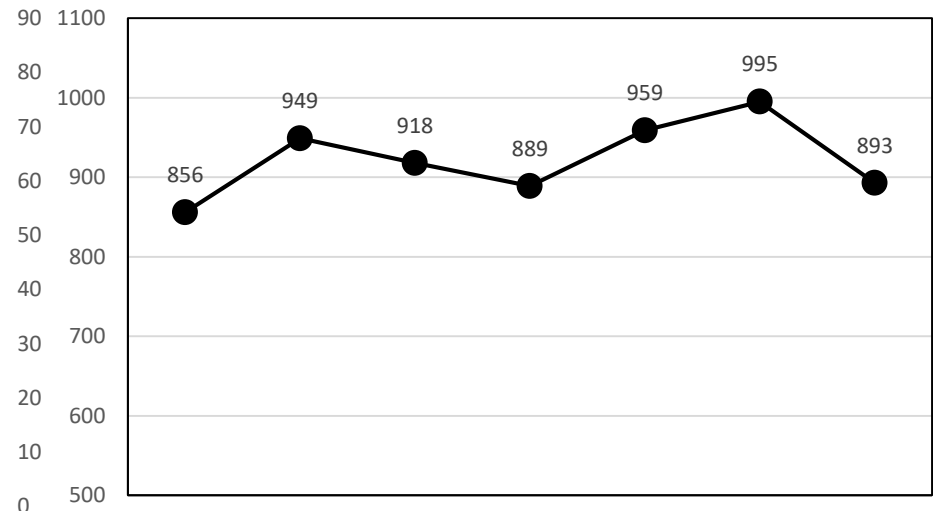
- ・北海道内の労働災害における死亡者数は減少傾向を示している。
- ・建設業では、令和5年に大きく減少しているものの、令和4年以前までは毎年増減を繰り返している。
- ・死傷災害について、14次防の目標である令和4年よりは減少している。

死亡者数



平成29年 平成30年 令和1年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

死傷災害（建設業）



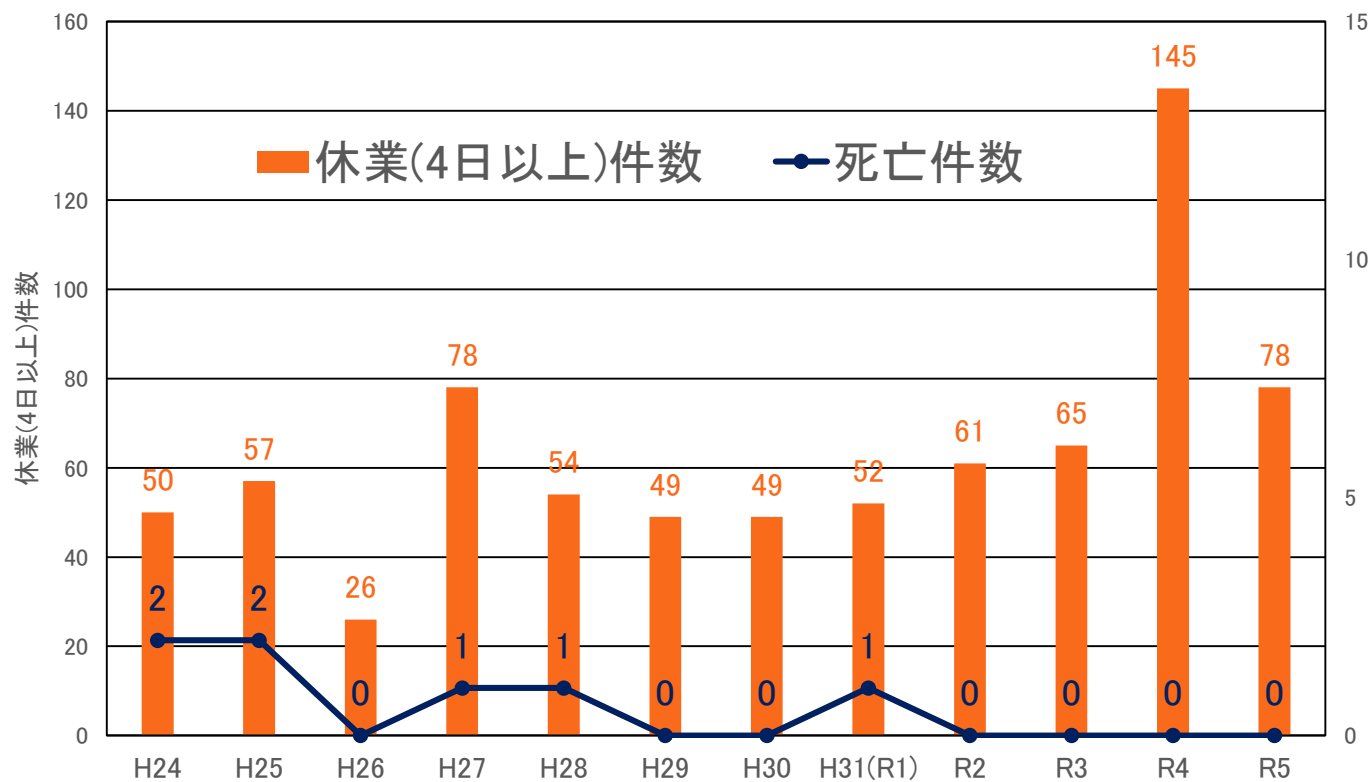
平成29年 平成30年 令和1年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年



# 労働災害発生状況について

## ■ 留萌監督署管内における労働災害発生状況について

全産業の労働災害発生件数の推移





# 労働災害発生状況について

## ■ 業務別労働災害発生状況

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定値)

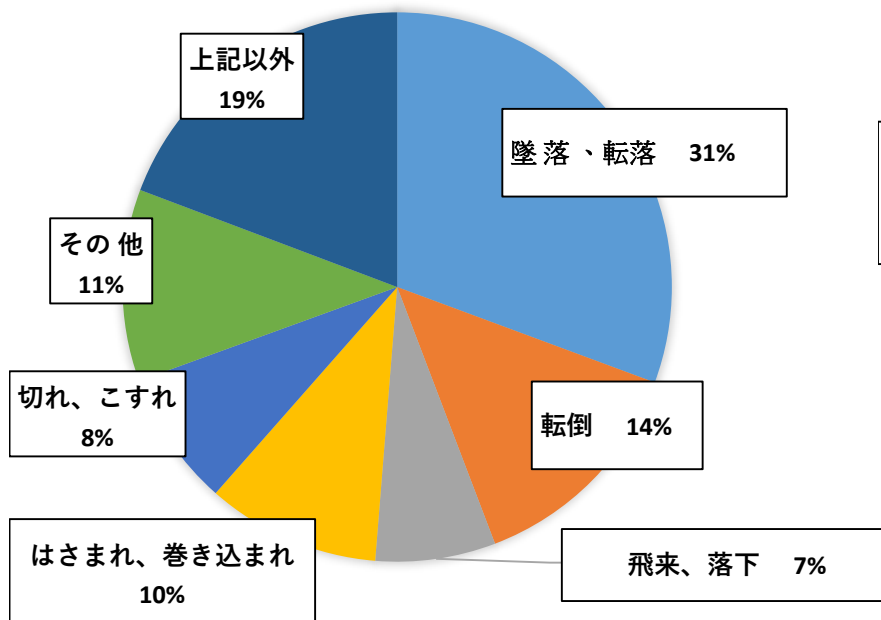
業種別		区分	令和5年確定値			令和4年確定値			対前年		業種割合(%)
			死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
留萌労働基準監督署	全産業計		78	78		145	145	-67	-46.2%	100.0	
	製造業		11	11		26	26	-15	-57.7%	14.1	
	建設業		9	9		11	11	-2	-18.2%	11.5	
	林業		0	0		2	2	-2	-100%	0	
北海道労働局	全産業計		51	9004	9055	53	16419	16472	-7417	-45.0%	100.0
	製造業		4	1141	1145	5	1343	1348	-203	15.1%	12.6
	建設業		6	893	899	23	995	1018	-119	-11.7%	9.9
	林業		4	64	68	1	80	81	-13	-16.0%	0.8



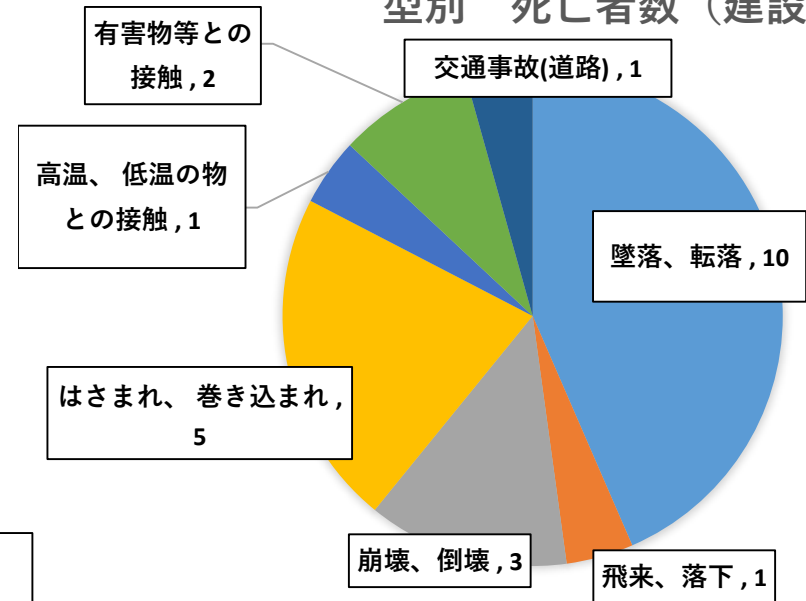
# 労働災害発生状況について

## ■ 北海道内の建設業における労働災害の内訳について (令和4年1月～令和4年12月)

型別の死傷者数（建設業）



型別 死亡者数（建設業）





---

# 建設業における労働安全衛生対策の推進 について





# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

※14次防と重複する事項は省略しま  
す。

## (1) 墜落・転落防止対策

- 令和5年10月1日及び令和6年4月1日に、  
足場に関する法令が改正されたため、法改正に合わせて、  
**本足場の使用、足場の点検者の指名、点検者の氏名の記録保存の措置**  
を適切に講じること。
- 令和5年12月に改正された  
**「手すり先行工法に関するガイドライン」**  
に基づく措置を適切に講ずること。
- 令和5年3月に改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進  
要綱」に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、「足場当の種類別点検  
チェックリストの活用等、措置を講じること



# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務付けており、それに関する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む額で締結することが必要です。

### ●労働災害防止対策の実行者及び経費負担者の明確化の流れ

#### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実行者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

#### (2) 下請負人による労働災害防止対策に関する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に関する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

#### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意見を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に関する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

#### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の締結条件等に、労働災害防止対策の実行者及びそれに伴う経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に関する経費については、他の経費と切り離したものを示し、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/seisaku/kenkoujishu/const/index.html>

【問合せ先】

（足場からの墜落防止措置）お近くの労働部又は労働基準監督署にお問い合わせください。

●労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/seisaku/kenkoujishu/const/index.html>

労働部 所在地 検索



（安全衛生経費について）国土交通省・不動産・建設経済部・建設市場整備課・専門工事業・建設関連産業調査  
電話番号：03（5253）8111（内線24813／24816）

## 足場からの墜落防止措置が 強化されます

- 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

### 改正のあらまし

- ① 一割足場の使用範囲が明確化されます  
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります  
事業者及び注文書が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります  
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。





# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

## 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

労働安全法第11条の2（新設）

### R6.4.1 施行

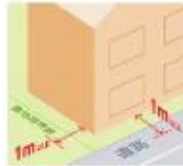
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける側において、当該足場を使用する建築物等の外壁を越えたり壁の開口部を跨る幅が1メートル以上ある箇所のこと。

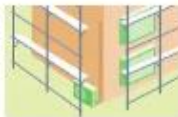
### ●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかるとした場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

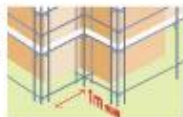


### ●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に除去が困難な障害物があり、建物を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外壁の形状が複雑で、1メートル未満ごとに直角を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けると、足場を設ける位置に着しい材料、柱芯等があり、建物を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業面との間隔が広くなり、揺動・転倒災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業面との間隔が30センチメートル以内になることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に除去が困難な障害物があるとき等に於いて、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ、白から黒くするに従って距離が縮小して見えています。

## 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

労働安全法第57条、第58条、第59条

### R5.10.1 施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「新札等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達」「あらかじめ点検者の指名額を決めてその額を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成担当者」に必要な資格を有する者
- 全日本建設安全事業協会が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3 足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

労働安全法第7条、第59条

### R5.10.1 施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

## (2) 建設現場における荷役災害防止

令和5年10月及び令和6年2月に、荷役作業時における法令が改正され、  
昇降設備の設置や保護帽の着用が義務付けられた貨物自動車の範囲が拡大  
テールゲートリフターの操作に係る特別教育の実施が義務付け  
となった。

昇降設備や保護帽の着用の徹底や安全衛生教育の実施について適切な措置  
を講じること。

## (3) 交通誘導員に対する安全確保

建設工事の現場等において、交通誘導等に従事する警備業等の労働者が  
死傷する労働災害が発生していることを踏まえ、建設工事の現場等で交通誘導  
等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には「未熟練労働者  
への安全衛生教育マニュアル(警備業編)」(令和元年)を活用すること。



# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット等一覧 > 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

## 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

本マニュアルは、経験年数の少ない未熟練労働者が、作業に慣れておらず、危険に対する感受性も低いため、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況を含み、特に製造業、陸上貨物運送事業、商業の中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう、作成されたものです。

### 製造業向け

【日本語】

- PDF 製造業向けマニュアル [PDF形式: 6,118KB]
- PPT 日本語教材 [PPT形式: 3,716KB]
- PPT 説明用動画 [PPT形式: 756KB]

【外国語】

- 政策について
- 分野別の政策一覧
  - 健康・医療
  - 子ども・子育て
  - 福祉・介護
  - 雇用・労働
    - 雇用
    - 人材開発
    - 労働基準

平成 31 年度 厚生労働省委託  
「安全管理支援事業（安全衛生教育教材の作成）」

## 未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル

>>> 警備業編 <<<



# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

## (4) 一人親方等の安全衛生対策

令和5年4月から労働安全衛生規則等の改正で、

作業を請け負わせる一人親方、

同じ場所で作業を行う労働者以外の人

等に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

例えば、特定の作業方法がある場合はその周知、保護具の使用が義務付けられている場には保護具の着用することなどが考えられる。

## (5) 熱中症対策

毎年、5月から9月は「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」として、熱中症予防対策等の取り組み期間としています。



# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

## ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸欠欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護員を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護員を使用する必要がある旨を周知すること

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護員を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護員を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならない。

### 配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

### 周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。  
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備え付ける
  - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
  - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
  - ④ 口頭で伝える

### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。



# 建設業における労働安全衛生対策の推進について

## (6) 石綿対策

令和5年から改正後の石綿障害予防規則に基づき、

**解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査**

**石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告**

**写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存**

などの措置を徹底するとともに、令和5年 10 月1日から着工される(工作物については、令和8年1月1日)建築物等の事前調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせることが義務付けられたことから、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと

## (7) 化学物質対策

○建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから使用前にラベル・SDS を確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること

○保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに化学物質管理者、保護具着用管理責任者の養成に留意すること。





---

## 働き方改革関係



## 働き方改革関係

### ▶ 時間外労働の上限規制について

令和6年4月1日から、

建設業に対して時間外労働の上限規制が適用された。

適用後の限度時間

原則：1か月45(42)時間、1年360(320)時間

特別条項：

1年間720時間、1か月45時間を超過できる回数6回

時間外労働と休日労働の合計が、

1か月100時間未満

複数月平均1か月80時間以下

ただし、災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合、上記の1か月100時間未満、複数月平均月80時間以下の適用が除外される。

※36協定の「様式第9号の3の2」又は様式第9号の3の3」で協定し届け出た場合のみ、ただし書き以降が適用される。



# 働き方改革関係

## 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等について ～ 労働基準法第33条 ～

### ■労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、使用者は、法定の労働時間を超えて、または法定の休日に労働させることができます。なお、労働基準監督署長の許可が必要ですが、事態急迫のために許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

### 1 労働時間・休日の原則及び上限規制

#### 【法定労働時間、法定休日】

労働時間の限度は、原則として、**1日8時間、1週40時間**です。

また、少なくとも**1週間に1日、または4週間を通じて4日以上**の休日を与えなければなりません。

#### 【時間外・休日労働の上限規制】

法定労働時間を超えて時間外労働させる場合や法定休日に労働させる場合には、あらかじめ労使協定（**36協定**）を結び<sup>(※)</sup>、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

(※) 過半数労働組合、または過半数労働組合がない場合は労働者の過半数代表者との書面による協定

36協定を結んだ場合でも、**時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間**です。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（**特別条項**）には、この上限を超えることができますが、その場合でも

- ・時間外労働（休日労働は含まず）：年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働：月100時間未満、2～6か月平均80時間以内
- ・時間外労働が45時間を超える月：年6か月が限度

とする必要があります。

### 例外規定

### 2 労働基準法第33条の効果

**災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合、上記の原則の法定労働時間を延長して、又は法定休日に働かせることができます。なお、この場合、上記の時間外・休日労働の上限規制にかかわらず、時間外・休日労働をさせることも可能となります。**

### 3 労働基準監督署長への許可申請・届出

労働基準監督署への許可申請や届出に際しては、所定の様式をご使用いただきますようお願いいたします。

また、このとき「災害その他避けることのできない事由」に当たるかを判断できる資料があれば、合わせてご持参ください。



### 4 災害その他避けることのできない事由とは（許可基準）

- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認められません。
- (2) 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の**災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）**、**急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認められます。**例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれます。
- (3) **事業の運営を不可能とさせるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認められますが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認められません。**例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれます。
- (4) 上記(2)及び(3)の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認められます。

上記の許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれます。

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対する場合等が含まれます。

上記の許可基準はあくまでも例示であり、限定列举ではありません。これら以外の事案についても労働基準法第33条の対象となることもあり得るものです。

### 労働基準法第33条に関するQ&A

- Q1 許可基準(2)の「雪害」は、どのようなものが、当てはまるのでしょうか。  
A1 「雪害」については、道路交通の確保等人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当します。  
具体的には、例えば、以下のような場合が含まれます。  
①安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合 ②人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合 ③降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合
- Q2 今般の新型コロナウイルス感染症への対策は、許可基準に該当しますか。  
A2 新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当するものと考えられます。  
また、例えば、新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液等を緊急に増産する業務についても、原則として同項の要件に該当するものと考えられます。
- Q3 労働基準法第33条は、労働時間を延長し、または休日に労働させることを可能にするのみですか。  
A3 そのとおりです。そのため、労働基準法第33条によって時間外労働をさせた場合にも、割増賃金の支払いが必要です。  
また、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするとどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより、疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。



# 働き方改革関係

	法第 33 条第 1 項	法第 139 条第 1 項
対象	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 (建設の事業に限らない)	災害時における復旧及び復興の事業 (建設の事業に限る)
手続	事前の許可又は事後の届出	36 協定の締結・届出
効果	36 協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる	36 協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる (災害時における復旧及び復興の事業に限り、1 か月 100 時間以上の特別延長時間を定めることができる)
上限規制の取扱い	いずれも適用されない	<p>以下は適用されない</p> <p>時間外・休日労働の合計を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 か月 100 時間未満とする上限</li> <li>・ 複数月平均 80 時間以内とする上限</li> </ul> <p>以下は適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外労働を年 720 時間以内とする上限</li> <li>・ 時間外労働が 1 か月 45 時間を超える回数が年 6 回までとする上限</li> </ul>

➤ 災害時における  
36協定と33条の届出との違い

←左記の通り

ただし、いずれの場合においても、時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いや、時間外・休日労働が 80 時間を超える等した場合の労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導の実施は必要である。

※建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A (令和5年 12 月 25 日追補分)  
(令和6年3月 25 日追補分)

より抜粋



## 働き方改革関係

### ※建設業の時間外労働の上限規制 に関するQ & A

(令和5年 12 月 25 日追補分)(令和6年3月 25 日追補分)より抜粋

#### ➤ 労働時間の考え方について

(Q)会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又は工事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間は労働時間に当たるのか。

(A)法(労働基準法)における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことであり、**移動時間については、「移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たらない。」と解されている。**

労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、一般的には、

- ・移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている場合
- ・現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から会社に戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されている場合、
- ・移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合

においては、当該移動時間は労働時間に該当するものと解される。

一方、工事現場に直行する又は工事現場から直帰することが自由である中で、労働者間で任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を決めて社用車に乗り合って移動することとしていたなどの場合においては、当該移動時間は労働時間に該当しないものと解される。



## 最後に

留萌労働基準監督署管轄内では、令和5年4月28日に**死亡労働災害ゼロ1500日**を達成しました！！

全業種死亡労働災害ゼロ**2000日達成**を目指して！！

**令和6年も**死亡災害ゼロを達成しましょう！！



**ご安全に！**